

開発時の雨水の考え方について

雨水計画を参考に検討を行うが、下記に基づく項目(1)～(5)については、別途検討を行うものとする。また、開発区域内の流出量を開発前後で別途算出し、放流先の検討を行う(開発前後の流出量が増減しているかを把握)。

(1) 流出係数

開発区域内・・・開発区域内は工種別で計算する。

開発区域外・・・雨水計画を参考に、流出係数は一律 0.6 と考えることができる。

※0.6 は現況の流出係数である。

〈具体的な考え方〉

◇流出係数の算定は、工種別の中央値を用いることを原則とします。

◇開発前の現況算定として、水田は 0.8、畑は 0.55、砂利駐車場 0.2(間地)とします。

◇道路に浸透性アスファルトを採用した場合、0.7 とします。

◇開発後の宅地や既存の住宅地を一括して 0.9 とすることは認めます。これ以下とする場合は、指定建ぺい率等による加重平均としてください。

◇その他の場合は根拠資料を提示の上、担当者と協議してください。

(2) 降雨強度

開発区域内・・・開発行為の審査基準と雨水計画の基準で計算し、安全側で計算を行う。

例) 流達時間を $t=10$ 分とした場合 (10 年確率・10 分mm/hr)

開発行為の審査基準 $4,541/(t+28)=4,541/(10+28)=119.50$ mm/hr

雨水計画の基準 $5,518/(t+34)=5,518/(10+34)=125.41$ mm/hr

よって、安全側の 125.41 mm/hr を採用。

(雨水計画の流達時間によっては、安全側が逆転する可能性が有るため要確認)

開発区域外・・・雨水計画を参考とする。

(3) 水深比

開発区域内・・・開発の審査基準に基づく。(満流々量の 80%)

流出 < 排水能力

開発区域外・・・雨水計画を参考とする。

(4) 第一放流先の確認

・(1)～(3)の条件で計算した結果を基に判断する。(業務フロー参照)

※基本的に雨水計画の基準とする。(縦断図等で確認)

放流先が能力不足 ⇒ ① 断面不足解消

② 開発用地内における流出抑制対策

③ 放流先を変更

〈具体的な考え方〉

◇放流先となる既存水路とは、海域あるいは法定河川まで全てです。

◇放流先となる既存水路の排水能力の確認は、苅田町が作成した「区画割施設平面図(雨水)」及び「雨水管渠流量計算書」を参考とすることができます。

◇放流先となる既存水路が十分な排水能力を有していない場合、下流区域に溢水、冠水等の被害を生じさせないよう(増大させないよう)必要な措置を講じてください。「必要な措置」とは、既存水路の改修等あるいは排出量を増やさない措置をいい、措置は、施設管理者あるいは施設管理者となる者と十分協議、調整の上、決定してください。

◇開発区域外の既存水路の改修等を行う場合の設計諸元は、苅田町が作成した「雨水管渠流量計算書」の設計諸元を用いることができます。

◇流出抑制を行う場合は、「防災調節池等技術基準(案)」、「流域貯留施設等技術指針(案)」並びに「雨水浸透施設技術指針(案)」等を参考としてください。

(5) 第一放流先より下流について

上記のとおり。

(開発地区内の流出量を、開発前後で比較し、流出量が減っている、又は変わらない場合は開発による影響は無いと判断する。)

【注意事項】

下記(1)～(5)の内容に注意して協議を行ってください。

(1) 施設管理者等との協議や調整等に必要の調査及び資料の準備等は、開発行為許可申請者等が行ってください。

(2) 施設管理者等との協議や書類の提出は、予約の上ご来庁ください。(長時間お待ちいただくことや対応できないことがあります。)

(3) 開発行為許可申請毎等に最新の情報を確認してください。本資料も改定することがあります。協議の途中で制度や基準等が改定される場合があります。

(4) 本資料の内容について福岡県等から指示がある場合は、苅田町の担当課と協議の上、その指示に従ってください。

(5) すべての書類及び図面が整った時点が申請日となります。